

令和3年横審第14号

裁 決

遊漁船A防波堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官桐井晋司出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年10月5日18時30分

京浜港川崎区

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 14トン

登 録 長 13.90メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 482キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部左舷側に舵輪、舵輪後方に操縦席、前方にGPSプロッター及びソナー、左舷側にレーダー、魚群探知機及び主機遠隔操縦装置、右舷側に機関制御盤をそれぞれ備えたFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客7人と知人1人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和元年10月5日17時00分東京都江東区所在の船着場を発し、京浜港川崎第1区の川崎航路北側の釣り場に向かった。

a受審人は、17時40分釣り場に到着して遊漁を行っていたところ、次第に南風が強くなって船体の横揺れが激しくなってきたので、18時25分同風の影響を受けにくい京浜港川崎第2区の扇島東水路内に移動するため、釣り場を発進した。

a受審人は、風による船体動揺の軽減を考慮して川崎航路の南西側にある南防波堤（以下「川崎航路南防波堤」という。）に沿って航行することとし、航行中の動力船の灯火を表示してGPSプロッターを作動させ、釣り客等を操舵室付近から後方に向かって両舷それぞれ4人ずつ座らせ、自らは、床から約40センチメートル上方にある操縦席の足置き台に立ち、操舵室天井部に設けた天窓を開けて顔を出した状態で操船に当たり、川崎航路南防波堤間近まで接近したのち、左転して同防波堤に沿って航行するつもりで、18時26分半川崎航路第1号灯標（以下「1号灯標」という。）から339度（真方位、以下同じ。）1,070メートルの地点で、針路を207度に定め、機関を回転数毎分1,000にかけて7.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、18時28分半少し過ぎ1号灯標から315度840

メートルの地点に達したとき、川崎航路南防波堤まで300メートルとなり、その後同防波堤に向首して接近する状況となったが、川崎航路南防波堤を一べつしてまだ距離があると思い、GPSプロッターで同防波堤との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、天窓から顔を出した状態で操船を続けていたところ、顔に波しぶきを受け、一旦操縦席に腰を掛けてタオルで顔を拭いたのち、18時30分僅か前再び立ち上がって天窓から顔を出したところ、船首至近に川崎航路南防波堤を認め、機関を全速力後進としたものの、及ばず、18時30分1号灯標から294度800メートルの地点において、Aは、原針路のまま、速力が2.5ノットとなったとき、同防波堤に衝突した。

当時、天候は晴れで風力4の南風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好だった。

衝突の結果、船首部外板に亀裂等を生じたが、のち修理され、川崎航路南防波堤は、上部工に擦過傷を生じ、a 受審人が胸腹部打撲及び右肩打撲を、釣り客4人が胸部打撲症及び歯冠歯根破折等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件防波堤衝突は、夜間、京浜港川崎区において、釣り場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、川崎航路南防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、京浜港川崎区において、釣り場に向けて航行する場合、川崎航路南防波堤に向首して接近することのないよう、GPSプロッターで同防波堤との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、川崎航路南防波堤

を一べつしてまだ距離があると思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、川崎航路南防波堤に向首進行して衝突を招き、船体及び同防波堤にそれぞれ損傷を生じさせ、釣り客4人を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。これは、同人が国土交通大臣の指定する再教育講習を受講したことを酌量したものである。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年8月3日

横浜地方海難審判所

審判長 審判官 吉 川 弘 一

審判官 菅 生 貴 繁

審判官 岩 崎 欣 吾